指定管理者の指定について (練馬区立高野台デイサービスセンター)

1 内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立高野台デイサービスセンターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

- (1) 団体の名称社会福祉法人 安心会
- (2) 所在地 埼玉県所沢市東狭山ケ丘五丁目928番地1
- (3) 代表者 理事長 片居木 裕明

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

4 選定の経過

平成25年4月23日 第1回指定管理者選定小委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価 基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づ く最終総合評価)

5月17日 平成25年度第1回指定管理者選定委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価 基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管 理者の選定対象団体として特定)

8月19日 第2回指定管理者選定小委員会

(企画提案書作成要項の審議)

8月19日 企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)

9月13日 企画提案書受付(経営状況に関する部分)

9月18日 経営診断委託

9月30日 企画提案書受付(事業計画に関する部分)

10月17日 第3回指定管理者選定小委員会

(施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、

申請団体の評価、採点)

11月13日 平成25年度第2回指定管理者選定委員会

(申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、質の高い介護サービスの提供が期待できること、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人安心会が練馬区立高野台デイサービスセンターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加え て評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

新施設の開設により借入れが増加しているが、収入に占める補助金等の割合が低いため、自主的運営能力が高いほか、資金力の指標数値は良好であり、安全な経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されている。

また、個人情報保護に係る職員研修を実施している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。

また、品質保証の国際規格であるIS09001を取得し、法人内部の監査のほか、外部審

査機関による更新審査の受審等、法令遵守を担保する取組が行われている。 役員の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的に開催されている。

(4) 運営実績

平成13年11月の施設開設時から当該施設の管理運営業務を受託しており、平成18年度からは指定管理者として管理運営を行っているほか、区内において特別養護老人ホーム2か所、デイサービスセンター1か所の運営を行っている。

また、近県で介護保険施設を多数運営しており、高齢者福祉分野において十分な実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法定数を上回る介護職員や看護職員を配置し、きめ細かい介護が可能な体制を確保 している。

また、清掃業務、設備保守業務、給食調理業務等の再委託や施設長会議における週単位での事業稼働実績報告によるコスト管理により、効率的な運営に努めている。

(6) 受託への熱意・意欲

医療的ケアが必要な重度要介護者の積極的な受入れや食事提供についての工夫、季節行事の実施を積極的に行っているほか、認知症ケアや近隣との交流事業の充実等、 さらなるサービス向上を目指す提案があり、受託への熱意・意欲が高いと認められる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

品質管理責任者による自主点検や法定点検を実施しているほか、危機管理対応マニュアルを整備し、職層ごとの職員研修に取り入れる等、施設の安全管理についての取組が行われている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、サービス向上のための利用者アンケートの実施や第三者評価の受審により、利用者の意見・要望を送迎やレクリエーション、 食事の提供等に反映させ、個別ケアときめ細かい介護の平準化を図っている。

(9) 利用者への対応(接遇を含む。)

苦情解決マニュアルを作成し、苦情・事故発生時から是正、再発防止策の策定まで継続した取組を行っている。

また、利用者一人ひとりに合った通所介護計画を作成し、複数の職員でサービスが 計画どおりに実施されているかについてモニタリングを行っているほか、人権擁護に 関する研修の実施等、利用者への公平公正な対応を進めている。

(10) 職員の育成

業務習得状況を確認する施設内研修を実施しているほか、法人において、採用時から体系的に研修を実施し、施設運営に必要な職員の知識・技術の向上を図っている。

また、研修内容が理解されているかを評価する仕組みを整え、職員の資質向上への取組を継続的に行っている。

(11) 団体の理念・姿勢

「老後の安心と生きがいを創造する」をモットーに、お客様第一主義を掲げ、「品質理念個人配布カード」を全職員に配布するとともに、ホームページや施設への掲示、 契約時の説明により利用者へ周知を図っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員の8割が区民であり、職員の採用に当たっては、今後とも区民の雇用を推進する考えである。

また、高齢者の雇用を進めるとともに、物品の購入に当たっては、区内事業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

利用者からの要望が多い外出レクリエーションや創作・工作活動の充実のほか、看 護師の複数配置やボランティアの活用等の提案がある。

また、利用者のニーズに的確に対応していくため、法人全体で通所介護計画についての勉強会を定期的に実施し、計画作成に反映していく提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 施設係

電 話 03-5984-4586 (直通)

FAX 03-5984-1214

指定管理者選定(社会福祉法人安心会)の審査結果 (練馬区立高野台デイサービスセンター)

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5 点	3 点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況 (労働関係法令の遵守を含む。) (2) 理事会・役員会等の構成の適正性 (3) 理事会・役員会等の定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5 点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	6 点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応(接遇を含む。) (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	88
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5 点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5 点	4点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である	5 点	0点
14 事業等の提案	10点	8点
合 計	100点	72点